

光市医師会報

昭和50年5月発行

No. 34



秩序は時間を倍にする

ラ・フォンテーヌ

光市医師会

医師会月間行事

※5月13日火 定例理事会 於医師会館
午後7:30

- 報告事項 (1)県代議員会互助会支部長会議報告 (2)内科医会会長会議報告 (3)医師会互助会費その他 (4)基金国保連の審査委員の推せんについて (5)医師会納税組合報償金の事務補助金について (6)契約書について (7)予防接種について (8)労働三法の改変執行について (9)老人保健学級の実施について (10)日脳予防対策について (11)光化学スモッグ緊急時対策について (12)山口県成人病統計 (13)下松市医師会健康調査報告書について (14)産業医の契約について (15)広報担当理事会議について (16)胃集団検診について
- 協議事項 (1)三市医師会合同役員会について (2)被爆者健康診断について (3)講演会の後援について (4)乳児健診について (5)税務署職安との懇談会開催の件

百日せき、ジフテリア、破傷風混合ワクチン等の予防接種

(1)厚生省公衆衛生局長より各県知事宛

わが国の百日せきの発生状況、百日せきワクチンの効果及び百日せきの治療等の現状を考慮し、種々検討を重ねた結果、引続き百日せきワクチン及び百日せきワクチンを含む混合ワクチンの予防接種を実施することが必要であると考えられる。このため、今後における百日せきワクチン及び百日せきワクチンを含む混合ワクチンの予防接種を実施するに当たっては、その取扱いを下記のとおりとしたので、管下市町村等関係方面に周知徹底を図るとともに関係者の協力を得て実施させるよう御配慮を願いたい。

記

- (1) 百日せきワクチン及び百日せきワクチンを含む混合ワクチン接種の対象者等関係者に対して、乳児が百日せきに罹患するとその症状は重篤となり、しばしば肺炎を併発し、時に脳症を合併し死亡の原因となることがあり、また、百日せきに対する母子免疫は期待できないため、できるだけ早期に免疫を賦与する必要性があること及び接種に当たりの注意事項について周知徹底をはかること。
- (2) 百日せきワクチン及び百日せきワクチンを含む混合ワクチン接種の時期については、被接種者の健康状態の良好な時期に、できる限り、かかりつけの医師によって接種を受けるよう個別接種を推進するものとし、接種の第1期及び第2期の時期については原則として次の期間に実施するよう指導すること。
 - (イ) 個別接種については、生後3月から48月に至る期間に実施すること。
 - (ロ) 集団接種については、平常時における接種を生後24月から48月に至る期間に実施し、流行時又は流行のおそれのある時においては生後3月から48月に実施すること。

参考資料

※(1)予防接種の必要性

百日せき及びジフテリア患者の発生は、近年著明に減少し、届出患者数は、年間それぞれ200～300名であり、死者は各10名前後である。百日せきはその病態から、また各種の統計等から推測して数倍ないし10倍の患者発生があるものと考えられる。抗生物質も発病初期には有効であるが、特有の痙咳期に入ってからでは効果が発揮されない傾向があるのでワクチンによる予防対策が考慮されなければならない。百日せきは、母子免疫も期待できないため、乳児にとって重篤

な疾患である。またジフテリアについては抗生物質の効果もさることながら、予防接種の果たす役割が極めて大であり、現在未接種者が罹患した場合の致命率は10%とも言われている。なお、破傷風は常に感染の危険があり、その症状は重篤で致命率も極めて高い疾病であり、予防接種以外に免疫を得る方法がない。以上の理由から百日せき、ジフテリア、破傷風について引続き三種混合ワクチンによる予防接種をする必要がある。

※(2)三種混合ワクチン接種の実施方法

予防接種は、原則として個々の乳幼児の健康状態に応じてかかりつけの医師により個別に行うことが望ましいものであり、今後積極的に推進すべきである。この場合三種混合ワクチンにあっては、生後3月以降の適当な時期に接種することとし、早期に集団生活に入る者、あるいは、施設に入所予定の者等についてはそれ以前に接種を完了しておくことが必要である。しかし流行のみられない地域において集団接種を実施する場合は生後24月以降に第1期の接種を開始すること。

生後48月以降においては必ずしも百日せきワクチン接種の必要性はないと認められるので沈降ジフテリア、破傷風混合トキソイドの接種が適当である。

※(3)一時見合わせ措置に伴う接種未了者の取扱い

昭和50年2月1日以降、三種混合ワクチンの一時見合わせ措置の結果第1期及び第2期の接種を完了していない乳幼児に対する接種は次の取扱いとすること。

(1) 個別接種

生後3月から48月に至る間においてかかりつけの医師のもとで、当該医師の判断により、適時未了分の予防接種を行うこと。

(2) 集団接種（平常時）

(ア) 昭和50年秋から、第1期完了者に対して第2期接種を再開すること。

(イ) 昭和51年春から、第1期末了者に対する接種を再開し、第2期も行うこと。

(ウ) 第1期1回接種者は、昭和51年春から第1期(3回)接種を行うこと。

(エ) 第2期2回接種者は、昭和50年秋から第2期(1回)接種を行うこと。

(オ) 第1期接種完了後18月を経過していても追加免疫の効果は期待できるので48月未満の者は、第2期接種の対象とすること。

(カ) 生後24月以前の者は集団接種を行わないこと。

(3) 流行時又は流行のおそれのある時は、生後3月から48月に至る期間のうち必要と認める期間に実施すること。

※(4)個別接種の推進について

市町村と地区医師会との綿密周到な連繋のもとに協議決定された実施計画に基づいて実施される個別接種は、医師の細心の注意のもとに、かつ、被接種者の健康状態の良好な時期に接種できること及び接種後の観察、次回以降の接種も同じ医師によって行われること等、集団接種に比較してきめ細かな管理ができる利点がある。しかしながら現時点ですべての接種を個別接種とすることは、種々の理由により困難であるとされる地域医師会等と十分な協議を行いその協力を得ることによって、できる限り個別接種の推進を図るよう努めること。なお、三種混合ワクチンの予防接種に当って、万一事故が発生した場合は個別接種、集団接種の何れも現行救済措置の対象となるものである。

※(5)伝染病監視体制（サーベイランス）の整備について

今後における伝染病予防対策は伝染病の

発生状況、免疫保有状況等の実態を絶えずは握ることが重要でありそのため都道府県を単位として百日せき、ジフテリア等を含む伝染病予防対策に関して協議する委員会等の組織を設けるなど及び既存の種痘研究班の班員等の協力を要請するなどして各種伝染性疾患の流行予測予防接種計画の策定などに当っての意見を求めるとともに予防接種事故の発生に際しては直ちに原因究明、治療の指導等に当たることのできる体制を整備すること。

(2)山口県医師会長より各即市医師会長宛
混合ワクチンの予防接種を一時見合わせ

の措置を採っていましたがこのたび厚生省公衆衛生局長より通知がありましたのでお知らせします。なお各市町村にもこれが実施について通知しましたので何分の御協力を載きますようお願いいたします。

(3)日本医師会長より都道府県医師会長宛

現在の予防接種制度の下においては、医師が無過失賠償責任をとらされる形であり、このような制度の下では都道府県医師会に実施を勧めることは不可能と判断いたします。国家責任を明確にした上でなければ実施に踏切らない方針でありますので御了承願います。

光市の大気汚染

		全測定 時間数	最 高 ppm	最 底 ppm	測定日数	日 平 均 最 高	緊急時 回 数	月 平 均 upm
室 積	2月	484	0.108	0	19	0.022	0	0.013
	3月	734	0.079	0.004	30	0.023	0	0.013
市 役 所	2月	645	0.135	0.007	26	0.035	0	0.020
	3月	725	0.141	0.006	30	0.035	0	0.022
浅	2月	616	0.075	0.004	24	0.026	0	0.016
江	3月	721	0.051	0.003	29	0.024	0	0.014
虹 ヶ 丘	2月	668	0.062	0.003	28	0.024	0	0.013
	3月	661	0.054	0.002	26	0.017	0	0.013
丸	2月	672	0.047	0.001	28	0.020	0	0.010
山	3月	742	0.043	0.001	31	0.020	0	0.008
	2月	665	0.035	0.003	27	0.020	0	0.010
島	3月	739	0.043	0.004	31	0.019	0	0.011

あ と が き

今、国会の重要法案の中に独禁法改正法案がある。独禁法の適用対象は事業者（商業、工業、金融業その他の事業）か事業者団体の行為の規制を原則としておる。自由業である開業医師、弁護士等が事業者に該当するかどうかは意見の相違がある。自由業が事業者と解釈規定されるならば、諸々の医師会活動や規定の中に微妙な影響を及ぼすであろう。

時々花も鉢みてば手入 (素十)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77)-2061
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社